

尾張旭市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき
実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（土木管理課、下水道課、上水道課、都市計画課、都市整備課）

3 監査の期間

平成 28 年 2 月 25 日から平成 28 年 3 月 29 日まで

4 監査の方法

平成 27 年度（平成 28 年 1 月 31 日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項

公共下水道取付管設置工事に係る事務処理において、取付管設置位置承認書及び公共下水道取付管設置工事費負担金通知書に文書番号が記入されていない。尾張旭市文書取扱規程第 7 条第 1 項及び公文例規程第 1 2 条第 1 号により、市長名で発する文書には記号及び番号を付す必要がある。なお、尾張旭市下水道条例施行規則第 1 1 条に規定されている取付管設置位置承認書については、規則の改正等必要な整理を行う必要がある。（下水道課）

7 要望事項

民間企業においては、既に会社法等により内部統制制度が導入されている。公金を扱う主体である地方公共団体においても、地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である首長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制を整備及び運用することが求められるところである。

今回の監査対象である都市整備部は、事業の実施にあたり工事の施行等において職員のみならず業者等も含めた人の管理、お金の管理など事務上のリスクが多く存在し

ている。そこで、内部統制とは何か、それについてどう考えているのかをヒアリング時に各課に尋ねたところ、情報共有やコンプライアンスが重要であるという回答であった。

それらの重要性について職員はよく理解されているが、肝要なのは事務の適正さを確保するために全てのことが組織的に動いていることである。事務の適正さの確保の基本となるものは情報共有で、端的に状況がチェックできる。上司が部下に言ったことが正確かつ直ちに伝わっているか、部下がそれを理解できているか。反対に、部下が言ったことが上司へ上がって来ているか。それらがコントロールできているか。組織の中で決定したことを、全員が理解して仕事を進めていく。そういう状況の下で業務を行うことによって、適正な事務の執行につながるようになるのである。

内部統制とは何か、各課の中で議論をしながら各自考え方を身に付ける訓練をしていただきたい。また、組織として情報共有が浸透するよう管理的立場にある職員は日々工夫されたい。